

65歳以上の公的年金受給者で、 個人住民税を納税されている方にお知らせです

～公的年金からの町民税・県民税の特別徴収が始まります～

概要：平成22年度から始まる町民税・県民税の年金特徴について

これまで、公的年金に対する町民税・県民税は、年に4回、金融機関などの窓口あるいは口座振替にて納税いただいております（普通徴収）。

平成22年10月からは、年6回の公的年金支給のつど、町民税・県民税を公的年金から引き落としして納税する制度になります（特別徴収）。

これにより、公的年金を受給されている方の納税の手間が省かれるとともに、納期が年4回から年6回になり、1回あたりの負担額が軽減されます。個人住民税の公的年金からの引き落としへのご理解をよろしくお願いいたします。

新たな税負担が生じるものではありません

町民税・県民税の公的年金からの引き落としは、納税義務のある年金受給者が支払うべき町民税・県民税を年金保険者（日本年金機構、旧社会保険庁など）が年金から引き落とし、町に納めるよう納税方法を変更するものです。これにより新たな税負担が生じるものではありません。

Q. どんな制度なの？

日本年金機構（旧社会保険庁）などの公的年金の支払者が、納税者に支給される公的年金から町民税・県民税を引き落とし、納税者に代わって町に直接納入する制度です。

※遺族年金、障害者年金などの非課税年金は特別徴収の対象外です。

これらの年金から町民税・県民税が引き落としされることはありません。

Q. いつから始まるの？

平成22年10月に支払われる公的年金から引き落としが開始されます。

Q. どんな人が対象なの？

平成22年4月1日現在で、次の①～③のすべてに当てはまる方

- ①年齢が65歳以上の公的年金受給者
- ②町民税・県民税の納付義務がある方
- ③年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等の受給者

Q. どんな方法で？

①平成22年度の課税所得が年金所得のみの場合、町民税・県民税は特別徴収（年金からの引き落とし）による納付となります。なお、22年度は特別徴収導入年度となりますので、6月と8月の2期分は普通徴収で納付していただき、10月以降から特別徴収に切り替わります。

②平成22年度の課税所得が年金所得の他に、給与や農業などの所得がある場合、年金の所得に対する町民税・県民税は特別徴収（年金からの引き落とし）となり、給与や農業などの所得の町民税・県民税は普通徴収（納付書または口座振替）による納付となります。